

基本料金

たかはし社会保険労務士事務所

2025年8月時点

※ 料金は予告なく変更いたします。また、下記は基本料金であって、あらゆる事情を考慮して柔軟に対応しますのでご相談ください。

1 顧問契約

人事・労務・社会保険に関する指導助言相談（コンサルティング）と労働社会保険に関わる各種手続きについて関与します。

※ 顧問契約には以下を含みます。

- 健康保険法・厚生年金保険法に基づく被保険者資格取得・喪失に関連する手続。
- 健康保険法・厚生年金保険法に基づく事業所及び被保険者の変更に関連する手続。
- 健康保険法に基づく給付に関する手続。（第三者行為災害を除く）
- 雇用保険法に基づく被保険者資格取得・喪失に関する手続。
- 労働者災害補償保険法に基づく給付に関する手続。（第三者行為災害を除く）
- 上記の委託業務に関連して行われる行政官庁の事業所調査における立会い・代理出席。
 - ・2時間以内に終了するものに限る。2時間を超えるものの報酬は別途協議する。
 - ・調査の種類は委託業務に関連するものに限る。
- 事業運営において必要とする労働・社会保険諸法令に基づく一般的な手続・相談。
- 事業運営において必要とする一般的な雇用管理・労務管理等に関する相談・指導。

従業員数		月額	(税抜)
1～5人	～	5,000 円	
6人～10人	～	10,000 円	
11人～20人	～	20,000 円	
21人～30人	～	30,000 円	
31人～40人	～	40,000 円	
41人～50人	～	50,000 円	
51人～	～	協議	

2 給与計算

従業員数		月額	(税抜)
1～5人	～	15,000 円	
6人～10人	～	20,000 円	
11人～20人	～	40,000 円	
21人～30人	～	60,000 円	
31人～40人	～	80,000 円	
41人～50人	～	100,000 円	
51人～	～	協議	

3 指導・助言・相談（コンサルティング）契約

毎月訪問または各種連絡方法により、人事・労務・社会保険に関する指導・助言・相談を行います。

※ 書類作成、提出代行は行いません。

従業員数	月額または1事案	(税抜)
1人～10人	5,000 円	
11人～30人	10,000 円	
30人～50人	20,000 円	
51人～	協議	

4 個別（スポット）契約/1事案

		(税抜)
・就業規則作成	50,000 ～	200,000 円
・就業規則修正	20,000 ～	50,000 円
・給与規程等の諸規定	30,000 ～	100,000 円
・36協定の作成/届出		

10,000 ～ 30,000 円

・入社、退職に伴う労働社会保険関係手続き (税抜)
1人につき 10,000 円

・労働保険料概算・確定申告 (税抜)
従業員数
1～5人 10,000 ～ 15,000 円
6人～10人 ～ 20,000 円
11人～20人 ～ 40,000 円
21人～30人 ～ 60,000 円
31人～40人 ～ 80,000 円
41人～50人 ～ 100,000 円
51人～ 協議

・健康保険厚生年金保険月額算定基礎届・変更届 (税抜)
従業員数
1～5人 10,000 ～ 15,000 円
6人～10人 ～ 20,000 円
11人～20人 ～ 40,000 円
21人～30人 ～ 60,000 円
31人～40人 ～ 80,000 円
41人～50人 ～ 100,000 円
51人～ 協議

・健康保険・労災保険申請 (税抜)
30,000 ～ 100,000 円

・各種年金請求
要相談

・助成金 (税抜)
助成額の10%

・人事労務関係企画立案
労働時間管理、賃金体系、人事配置、人事評価等の企画立案・運用指導など
400,000 ～ 1,200,000 円

5 立会・同行

行政機関等（労働局/労働基準監督署/年金事務所他）の調査・臨検等の際、立会・同行いたします。
10,000 円/時間（移動時間含む）～ (税抜)

6 その他

要相談